

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成29年12月15日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 4. 議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5. 議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第 8. 議案第116号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第12. 議案第120号 八頭環境施設組合の解散について
- 第13. 議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第14. 議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更について
- 第15. 議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第16. 議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18. 議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 19. 議案第 127 号 平成 29 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 第 20. 議案第 128 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
について
- 第 21. 議案第 129 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 22. 陳情について
- 第 23. 発議第 8 号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する  
法律」の継続に関する意見書の提出について
- 第 24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第 25. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 26. 議員派遣の件

#### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 111 号 平成 29 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 4. 議案第 112 号 平成 29 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予  
算 (第 3 号)
- 第 5. 議案第 113 号 平成 29 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 第 6. 議案第 114 号 平成 29 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7. 議案第 115 号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正につい  
て
- 第 8. 議案第 116 号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例  
の一部改正について
- 第 9. 議案第 117 号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 第 10. 議案第 118 号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 119 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 120 号 八頭環境施設組合の解散について

- 第13. 議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第14. 議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更について
- 第15. 議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第16. 議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18. 議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第127号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第20. 議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第22. 陳情について
- 第23. 発議第 8号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書の提出について
- 第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第26. 議員派遣の件

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教育	長	長石彰祐
病院事業	管理者	葉狩一樹
総務	課長	矢部整
総務	課参事	柴田睦子
企画	課長	酒本和昌
税務	住民課長	江口礼子
教育	課長	國岡厚志
地域	整備課長	矢部久美子
山村	再生課長	山本進
地籍	調査課長	岡田光弘
福祉	課長	小谷いず美
会計	課長	國政昭子
税務	住民課参事兼水道課長	藤森啓次
病院	事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局	長	寺坂英之
書	記	岡本康誠

開 会 午前10時45分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、高橋達也議員、7番、岩本富美男議員を指名します。

#### 日程第2．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る11月29日に開会され、6件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

#### 日程第3．議案第111号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4．議案第112号

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．議案第113号

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第6．議案第114号

○議長（谷口雅人） 日程第6、議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。

1番、都橋一仁議員。

○1番（都橋一仁） 私は、議案第114号に反対の立場で討論します。

基本的には賛成ですが、以下の3つの懸念があります。

民業圧迫の可能性があるこの議案について、事業を停止する民間事業者の可能性について検証しておらず、また、事業計画も完成していないという点で議論も成熟しておらず、また、当初予算でなく、この補正予算で上程することに時期尚早の感が否めない点。

2つ目として、きのう智頭町内のある医療機関から問い合わせがあり、OSA S、睡眠時無呼吸症候群の際に治療効果のあるOA、口腔内装置を作製可能かどうかという問い合わせが、内科医師から町内歯科医にあったとのこと。今回の歯科設置は、地域包括医療の中では必須ですが、地域医療を担ってきたそれぞれの医療機関で、現段階で提供可能な医療技術であるかどうかの把握を智頭病院がではなく、本来は把握すべきはずの行政全体が把握できておらず、既存の医療機関で地域包括医療の提供が可能かどうかも検証されていないという事実が存在している点。

3つ目として、所管委員会で今回の議会までに一度も説明がなく、また、予算上程に際し書類による事業説明もほとんどなく、唐突感のある議案であったため、所管委員会では質問も十分し切れておらず、疑問点が拭い去れない中での承認は、大麻・体育館の二の舞となる危険性を払拭できず、また、その保証として大学との連携等さまざまな方法の検討が行われていない点。

以上の3点から大筋では賛成ですが、議論、検証、検討が不十分なため、継続審議が妥当と考え、今議会で可決することに反対するものです。

以上で、討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7．議案第115号

○議長（谷口雅人） 日程第7、議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8．議案第116号

○議長（谷口雅人） 日程第8、議案第116号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第116号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9．議案第117号

○議長（谷口雅人） 日程第9、議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第118号

○議長（谷口雅人） 日程第10、議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第119号

○議長（谷口雅人） 日程第11、議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12. 議案第120号

○議長(谷口雅人) 日程第12、議案第120号 八頭環境施設組合の解散についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第120号 八頭環境施設組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13. 議案第121号

○議長(谷口雅人) 日程第13、議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について

を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 議案第122号

○議長(谷口雅人) 日程第14、議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第123号から日程第21. 議案第129号まで 7案 一括上程

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算(第9号)から、日程第21、議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの、7議案を一括して議題とします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このたび、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を説明します。

議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算につきましては、平成29年の人事院勧告を踏まえ、職員の勤勉手当0.1月分の引き上げ及び給料表の改正を行うとともに、特別職の職員の期末手当の0.05月分引き上げを行うため、各費目について所要の経費を計上しています。あわせて、人件費の調整による特別会計への繰出金を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は660万2,000円であり、補正後の予算総額は62億2,357万円となります。

次に、議案第124号から議案第127号までは、特別会計の補正予算であり、いずれも平成29年の人事院勧告を踏まえ、人件費の調整を行ったものです。

議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成29年の人事院勧告を踏まえ、勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、給料表の改正を行うものです。

以上、追加提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第15、議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）から、日程第21、議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの、7議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第15、議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書の1ページをごらん  
いただきたいと思います。

議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）でございま  
す。

歳入歳出の総額に660万2,000円を追加し、それぞれ62億2,357  
万円とするものでございます。

まず、歳出についてでございますが、全費目一括して説明させていただきます。

補正予算書については、7ページから15ページにかけてでございます。別に  
配付しております平成29年度の12月補正予算概要も、あわせてごらんいただ  
きたいと思います。

これは、先ほど町長が追加提案理由で述べたとおり、平成29年人事院勧告を  
踏まえ、給料、勤勉手当及び特別職の期末手当の引き上げに伴い、給料、職員手  
当、共済費の各費目について、それぞれ所要額を措置するものであります。

また、国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事  
業特別会計及び介護保険事業特別会計の各会計について、人件費を調整したこと  
によりまして、それぞれの会計への繰出金の増額措置をしております。

以上、合計660万2,000円の補正となっております。

歳入につきましては、2ページのとおり、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第16、議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事  
業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いづ美） それでは、補正予算書18ページをごらんください。

議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出の総額に8万9,000円を追加し、それぞれ10億9,177万1,000円とするものです。

歳出につきましては、24ページをごらんください。

これは、一般会計と同様に、平成29年人事院勧告を踏まえ、給料、職員手当、共済費、各費目についてそれぞれ所要額を措置しております。

なお、歳入は23ページをごらんください。

一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第17、議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、補正予算書26ページをごらんください。

議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出の総額に13万7,000円を追加し、それぞれ2億8,584万6,000円とするものです。

まず、歳出についてですけれども、32ページをごらんください。

これは、平成29年人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入につきましては31ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第18、議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書34ページをごらんください。

議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出の総額に4万4,000円を追加し、それぞれ3億4,789万9,000円とするものです。

まず、歳出についてですけれども、40ページをごらんください。

これは、平成29年人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入は39ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第19、議案第127号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書42ページをごらんください。

議案第127号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出の総額に31万7,000円を追加し、それぞれ10億2,179万4,000円とするものです。

まず、支出につきましては48ページをごらんください。

これは、平成29年人事院勧告を踏まえ、各費目について人件費の調整を行うものです。

なお、歳入は47ページをごらんください。

一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第20、議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書のほうをごらんいただきたいと思います。議案説明資料概要もあわせてごらんください。

議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数、年間3.25月を年間3.30月に、0.05月分引き上げることについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の2ページをごらんいただきたいと思います。

改正条例第1条及び第2条につきましては期末手当支給月数を、平成29年度については6月を1.55月、12月を1.75月とし、平成30年度以降は6

月を1. 5 7 5月、1 2月を1. 7 2 5月とするものです。

なお、施行期日は公布の日からでございますが、改正条例第1条の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この特別職の給与の分について、昨年も同じような条例が出ました。そのときに、本来ならこの1 2月分の期末手当にも適用されるものを、諸般の事情で次年度の4月1日より施行というぐあいに変更されたんですが、今、諸般の事情というのは解消されているのでしょうか。

多分、その諸般の事情というのは大麻事件を受けてというのが内容だったと思いますが、現実には大麻事件、ほとんど問題解決ができていないんですが、そこら辺はどういう認識でしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 昨年度につきましては、確かに諸般の事情ということでしたが、特段の意味はございません。そのときの財政事情等々勘案してということでございますので、去年がどうであった、ことはどうであった、ということではございません。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 本来その理由を説明するときに、特段の理由がありません、諸般の事情ですということ自体が本来はおかしな話で、それでは本來說明責任ができていないと思います。

多分、その諸般の事情というのは先ほど言った、10月に大麻事件という大きな問題騒動になったことを受けて、そういう中で特別職の給与を上げるについては、町民の批判があるのではないかというしんしゃくのもとに多分されたんだと思うんです。でも、現実にはその大麻問題については、まだ補助金の返還や農地の復旧ということが全く進んでいない中で、今、同じように案件が出たときに、このまましていくのが妥当かどうか、内部ではそういう議論はされなかったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 昨年の議事録も見ておりますが、昨年の議会におきましても本町の財政運営に鑑み、総合的に判断したものということで、ご答弁申し上げておまして、そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第21、議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案の4ページをごらんください。説明資料についても同じく1ページでございます。

議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、これも平成29年の人事院勧告を踏まえ、職員の勤勉手当、支給月数、年間1.7月を年間1.8月に、0.1月分引き上げるとともに、給料表の改正を行うことにつきまして、所要の改正を行っております。

それでは、議案の5ページ、改正条例第1条中及び10ページの改正条例第3条中の19条第2項、第1項の規定につきましては、勤勉手当支給月数の改正でございます。これは、平成29年度については、6月を0.85月、12月を0.95月とし、平成30年度以降は6月、12月ともに0.90月とするものでございます。なお、第1号中で指定管理職員、第2号中で再任用職員についての改正を行っておりますが、本町では現在のところ適用がございません。

5ページから9ページにかけての改正条例、第2条につきましては、給料表の改正でございます。これは、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改定をしております。

また、9ページの改正条例第3条中、18条につきましては、字句の修正でございます。

なお、施行期日は公布の日からですが、改正条例第1条及び第2条による規定

は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。議員は全協室のほうへお集まりください。執行部はそのまま  
でお願いします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時23分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第123号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第9号）  
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第124号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第125号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第126号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第127号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第127号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第128号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第129号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 日程第22. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第22、陳情についてを議題とします。

12月8日の会議において、各常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 総務常任委員会における、陳情についての審査結果を報告します。

12月8日に本会議において付託を受けた陳情について、12月12日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第6号 かごやま登山道入り口へトイレ設置に対する要望書は採択、陳情第7号 国定公園那岐山頂に鳥取県側の山並みを

一望できる展望台の設置に対する要望書は、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第6号 かがやま登山道入り口へトイレ設置に対する要望書は採択、陳情第7号 国定公園那岐山頂に鳥取県側の山並みを一望できる展望台の設置に対する要望書は、採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番（河村仁志） 民生常任委員会における、陳情についての審査結果を報告します。

12月8日の本会議において付託を受けた陳情について、12月13日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第8号 旧富沢小学校バス停より出合橋間に消雪装置設置に関する要望書は、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

委員長の報告は、陳情第8号 旧富沢小学校バス停より出合橋間に消雪装置設置に関する要望書は、趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

### 日程第23. 発議第8号

○議長(谷口雅人) 日程第23、発議第8号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 発議第8号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書について。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

道路整備の確実な推進は、地方が活力をもって継続的に発展していく地方創生を実現するための、産業、観光、経済、防災等の多角的観点から不可欠となっている。このため、住民の安全・安心の確保、生産性向上による成長力の強化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現の施策効果の早期実現を図るため、国と地方が一体となり、機関となる社会インフラである道路の整備を推進していく必要があ

る。

智頭町においても、地域の安全・安心の確保はもとより、流通や防災、企業進出による雇用の拡大や観光客の広域周遊等、さまざまなストック効果があらわれており、地方創生のさらなる加速を目指す上で道路行政の財源確保は重要な課題となっている。

このような中、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により規定されている、補助率等のかさ上げ措置が平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度以降の道路整備に係る補助率等が低減されることは、地方の負担が増大するだけでなく、将来にわたり計画的な道路整備が困難となり、地方創生の実現が大きく遠ざかるものと危惧される。よって、下記の実現をここに強く求めるものである。

1、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく、補助率等のかさ上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

2、道路予算の総額を確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長宛て。

平成29年12月15日。鳥取県八頭郡智頭町議会。

以上で、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第8号「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の継続に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長(谷口雅人) 日程第24、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より調査報告書が提出されています。

輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 輝くまちづくり調査特別委員会における、視察調査の報告をします。

期日、平成29年11月14日(火)から15日(水)、2日間。調査委員、議員全員、12名。調査目的、本町のまちづくりを推進するため、先進事例の事務事業の調査を行う。調査地、1、大分県宇佐市、安心院総合保健福祉センター、2、熊本県阿蘇郡小国町、小国町役場。調査内容、宇佐市安心院、認知症予防施策について、安心院健康クラブ。2、小国町、まちづくり施策について、移住定住・グリーンツーリズム。

調査概要及び感想。1、宇佐市安心院、認知症予防施策について事業説明の前に、実際の健康クラブ利用者の高齢者の方々と視察議員全員で運動プログラム、健康運動指導士プログラムの転倒予防体操を、認知症ファシリテーターの指導のもと30分間実際に行った後、意見交換会を実施。宇佐市社会福祉協議会事務局長の蓑田重光氏より、安心院健康クラブの取り組みの説明を伺い、実施内容を認知症ファシリテーターの兎洞敦子氏に伺った。

宇佐市は大分県北部に位置し、宇佐神宮をはじめ、文化財の宝庫と称され古くは、古事記・日本書紀に記載されている。平成17年3月31日に宇佐市、安心院町、院内町の1市2町が合併して現在の宇佐市となっている。人口は5万7,257人、高齢化率は34.2%、65歳以上である。

平成14年から旧安心院町が福岡大学と連携して、認知症予防の啓発と認知機

能検査を実施するようになった「認知予防のための安心院プロジェクト」、有酸素運動や脳機能を向上させるプログラムで認知機能の低下をおくらせ、認知症の発症を予防することが示唆された。

運動療法と作業療法の組み合わせで行う取り組みを、安心院地区高齢者グループ「安心院健康クラブ」が毎週3回転倒予防体操を1時間行い、週一度の活動は自主的に企画したミニ旅行や料理づくりを取り入れた活動を行い、7年間で軽度認知障害から認知症への進行が当初と比べて5分の1と減少し、大多数が健常化という結果が得られ、NHKのテレビ番組「ためしてがってん」で紹介され、一躍知られるところとなった。

実際の利用高齢者の方も、事業開始当初からの方や途中参加の方もおられました。90歳前半から80歳代とは思えないくらいに元気で活動されていたことが印象的だった。

本町も福祉元年と位置づけられたことを機に、医療・介護・行政が三位一体となった「ほのぼの」の事業展開の中に、反映できるヒントとなる事業視察であった。

2、小国町、移住定住策について、小国町・清高泰広政策課長と田邊国昭まちづくり係長から先進的な取り組みを研修した。小国町の面積は、136.72平方キロメートル、総面積の74%を山林が占める、人口7,300人の農山村地域である。

「国は小なりといえども、住吉の国なり、ふるさと小国を応援してください」、まちづくりにかける北里耕亮町長の冒頭挨拶に感銘を受ける。行政とグリーンツーリズム協会・学びやの里が「木魂館」として一本化、「小国暮らしの窓口制度」は、ワンストップ総合窓口として平成27年度に再スタートする。移住定住にかかわる全般、家や仕事から近所や大家さんへの紹介、移住定住の交流会開催などを網羅し、空き家バンク、空き家改修補助金や、お試し住宅事業の展開で実績を残している。

小国町への移住者数は、平成20年から28年度までに約140名、移住相談者数は平成27年度に46世帯85名、28年度に30世帯54名、特に30歳の若年者からの問い合わせが最も多く注目される。空き家バンク登録数は、27年度から28年度で28件、生活拠点に求めるものとして、この地の環境・人間性・温泉などが挙げられ、今後のライフスタイルについては、転職・現職を続

ける・年金などで生活・新事業の展開・小国より通勤するとの分析要因は参考となる。

小国暮らしの窓口を案内する小冊子に、自然・温泉・人の優しさを体感する、若年移住者の生の声が紹介されている。「小国の人がいるから、今の自分がある」、平成14年の夏に単身で移住、小国で結婚して今は5人家族。経験を生かして理美容室を開業、その後に事業を軌道に乗せて、自宅を新築した経緯をつづっている。せっかく小国に住むのなら、地元の人とのかかわりを楽しもう。自然と地域の人が受け入れてくれる。移住者の先駆者として、「小国暮らしの窓口」と連携し、移住者の暮らしをアドバイスし続ける、彼らのボランティア活動は特筆される。若者の定住移住対策で、実績を誇る先進地の取り組みは、住民と協働する仕組みを導入して成功している。

平成27年8月に策定された「智頭町総合戦略」まち・ひと・しごと創生では、人口減少対策・地方創生を目的とし、第7次総合計画につなぐ役割を定めている。雇用の創出・移住定住・子育てと教育・地域活性化等々、智頭町の目指すべき具体的な施策や数値の設定は必須である。若者の定住化対策推進が一日も早く実を結ぶように、私たちは行政と議会が連携する輝くまちづくりを、さらに進めなければならないと感じた。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これをもって、輝くまちづくり調査特別委員会の調査を終了します。

#### 日程第25．閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第26. 議員派遣の件

○議長(谷口雅人) 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議を全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年12月15日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男